3-3-5 新株予約権の発行の瑕疵:続き

効力発生後の措置

- ・ 効力発生後の措置→募集株式の発行等の場合と同様に次の2つが考えられる
- ・ 瑕疵のある募集株式の発行等の効力を争う方法
 - →募集新株予約権の発行無効の訴え(会828条1項4号) 募集新株予約権の発行の不存在確認の訴え(会829条3号)
- ・ 瑕疵のある募集新株予約権の発行に関与した者の民事責任を追及する方法
 - →不公正な払込金額で新株予約権を引き受けた者等の責任(会 285 条) 現物出資にかかる取締役等の財産価額填補責任(会 286 条)
 - +平成 26 年会社法改正: 仮装払込みに対する民事責任(会 286 条の 2・286 条の 3)

4 計債

4-1 総説

社債の意義

- ・ 社債を利用→会社の側:銀行借入れよりは金利が低いというメリット投資家の側:銀行に預けるよりは利回りが良いというメリット
- · 社債(会2条23号)
 - →会社法の定めに基づき、会社によって発生・償還がなされる契約上の金銭債権
 - →形式的な定め: 社債という法的枠組みでなされる資金調達の実態が多様であるため *かつては社債の特徴: 大量性と対公衆性
 - → 金融自由化: 社債という法的枠組みでなされる資金調達の実態も多様化
- ・ 株式会社、持分会社を問わず社債を発行できる(会社法第4編に規定) →現実には、社債の発行にはある程度の規模と信用力が必要(→株式会社中心)
- ・ なぜ会社法は社債に関して特に規定を設けているのか?
 - ・ 公衆に対する起債をスムーズに行うという社債の発行面における便宜:4-2
 - ・ 社債を有価証券化・振替制度にのせるという社債の流通面における便宜:4-3
 - ・ 多数の社債権者を保護し集団的に取扱うという社債の管理面における便宜:4-4
 - →発行・流通・管理の面で、通常の金銭債権と比べて特別の規定が用意

社債の種類

- ・ 会社法の規定に着目→①記名式か無記名式か、②社債に新株予約権を付すか否か 担保付社債信託法(担信法)→③社債権に物上担保を付すか否か
- ・ ①記名社債と無記名社債

記名社債: 社債原簿に社債権者の氏名(名称)及び住所が記載(会681条4号)

担当:白井正和

- →社債原簿で権利者を把握できる以上、社債券を発行してもしなくてもよい ←→無記名社債:無記名式の社債券が発行(現実にはこちらが利用)
- · ②普通社債と新株予約権付社債

普通社債:新株予約権の付されていない社債(会社法の定める社債の原則形態)

新株予約権付社債:新株予約権を付した社債である(会2条22号)

- →新株予約権部分と社債部分とが一体として取り扱われる (分離不可)
- · ③担保付社債と無担保社債

担保付社債:社債権を担保するための物上担保の付された社債(会社法+担信法)

- →社債に担保を付す場合、社債権者全てを抵当権者として登記することは非現実的
- →発行会社と受託会社との間の信託契約により受託会社が担保権を取得 受託会社は受託者として当該担保権を総社債権者のために管理・実行 総社債権者は受益者としてその債権額に応じて平等に担保の利益を受ける
- ←→ただし、最近では無担保社債が主流(その分利回りが良くなる)

格付け

- ・ 格付け:様々な債権等の履行の安全性や発行体の信用力の度合いを、簡単な記号によって定量的に示したもの→債務の弁済能力が十分かどうか(信用状態)の尺度
 - →会社法上は強制されてはいないが、社債を発行しようとする会社は、これから発行しようとしている自社の社債について格付会社に格付けの依頼を行うのが通常
 - 格付けが付与→返済の見通しがつく→投資家は投資しやすくなる

4-2 計債の発行

募集社債に関する事項の決定

- ・ 募集社債を発行:その発行の都度、当該社債に関する事項の決定が必要
- ・ 募集社債に関する決定事項:会676条に規定
 - 募集社債の総額(1号)
 - ・ 発行条件(2~5号:各社債の金額、利率、償還方法・期限、利息の支払方法・期 限)
 - ・ 社債券に関する事項 (6・7号)
 - · 社債の管理に関する事項 (8·12 号→施行規則 162 条 4·5 号)
 - · 払込みに関する事項 (9~12 号→施行規則 162 条 1·3 号)
 - ・ 発行形態に関する事項 (12 号→施行規則 162 条 2 · 6 号) →発行形態に関する事項:他の会社と共同して社債を発行する場合など
- ・ 決定機関:会676条「会社」→実際には会社の機関である取締役
 - ・ 取締役会設置会社:一定事項は取締役会の決議が必要(会362条4項5号)

- →①複数回の募集の決定を委任するときはその旨、②総額の上限、③利率の上限、④ 払込金額の総額の最低限などの事項は取締役会で決定(施行規則 **99** 条)
- ・ 指名委員会等設置会社:社債発行に関する事項の決定を全て執行役に委任可(会 416条4項但書参照)→執行役限りで機動的に社債の発行を決定することが可能

募集社債の申込みと割当て

- ・ 募集社債に関する事項の決定
 - →会社は、当該社債の引受けの申込みをしようとする者に対して、会社の商号や当該決 定事項等の一定の事項を通知(会 677 条 1 項)
 - →<u>募集社債の申込み</u>:募集社債の引受けの申込みをする者は、自らの氏名(名称)及び 住所、引き受けようとする募集社債の金額等を記載した書面を会社に交付(会 **677** 条**2**項)
 - →<u>募集社債の割当て</u>:会社は、申込者の中から、募集社債の割当てを受ける者、割り当てる募集社債の金額及び金額ごとの数を定め(会 678 条 1 項前段)、割当期日の前日までに申込者に通知(会 678 条 2 項)
- ・ 総額引受契約の例外:募集社債の申込みおよび割当てにかかる会 677 条・678 条の規 定は適用されない(会 679 条)

募集社債の成立

- ・ 募集社債の申込者:会社の割り当てた募集社債につき社債権者となる(会 **680**条**1**号)
- ・ 総額引受契約により社債の総額を引き受けた者: 当該引き受けた募集社債につき社債権者となる(会 680 条 2 号)
- 募集社債の発行の場合、払込みがなくとも社債は成立する→社債には分割払込制度もあり、払込みが社債の成立要件ではない!

違法な社債の発行に対する措置

- 募集社債の発行手続又は内容に違法→会社法はこれを争う特別の手続を用意せず
 - ・ 差止め:会 360 条などの一般規定に依拠せざるを得ない →もっとも、会社に生ずべき損害の要件を立証することは困難である可能性
 - ・ 社債の成立後も一般原則に従って無効の主張は可能? →学説上は取引の安全の観点から無効事由を制限的に解する見解が有力

4-3 社債の流通と償還

社債の有価証券化と流通

・ 社債は償還までの期間が長いことが多い

- →社債権者は償還までの間に投下資本を回収・経済的価値を活用することを希望
- →会社法:募集事項で定めたときにだけ、社債を社債券という形で有価証券化するルールを採用(会676条6号)
- ・ 社債券を発行する旨の定めがある社債の譲渡
 - ・ 譲渡の効力要件は社債券の交付(会687条)
 - ・ 譲渡の対抗要件
 - →記名社債:譲渡の対抗要件は社債原簿の名義書換(会 688 条 1 項 2 項) 無記名社債:譲渡の対抗要件は社債券の交付(会 688 条 3 項・民法 178 条)
- ・ 社債券を発行しない社債の譲渡
 - ・ 意思表示のみで譲渡の効力は発生
 - ・ 譲渡の対抗要件は社債原簿の名義書換(会688条1項)

振替制度

- · 平成14年:「短期社債等の振替に関する法律」→「社債等の振替に関する法律」
 - →振替社債:①券面不発行(紙を止める)
 - ②振替機関または口座管理機関の記載・記録が譲渡の効力要件
 - ③社債権者が発行会社に権利を行使→振替機関または口座管理機関から 証明書の交付を受け、それを供託して権利を行使
 - →基本的には振替株式の流通に関する仕組みと同じ

社債の償還

- ・ 約定の方法および期限に従い償還(会676条4号)
 - →満期償還、定時償還。任意繰上償還など
- ・ 社債の償還請求権:10年間行使しないとき時効により消滅(会701条1項)
 - ∴ 公衆を社債権者とする社債の性質→10年という比較的長期の期間が設定Cf. 社債の利息請求権:5年の消滅時効に服する(会701条2項)
- ・ 社債も金銭債権である以上、社債を受働債権とする相殺も可能(百選 A31)

4-4 計債の管理

4-4-1 社債原簿

- ・ 会社は、社債を発行した場合、発行の日以後遅滞なく、社債、社債権者または社債券の特定に必要な事項が記載された社債原簿を作成しなければならない(会 **681**条)
 - ・ 社債原簿記載事項を記載した書面の交付(会682条)
 - ・ 社債原簿管理人に対する事務の委託(会683条)
 - ・ 社債原簿の備置き及び閲覧(会684条)

- ・ 社債原簿に基づく社債権者に対する通知(会685条)
- →株主名簿の場合と類似の規定(会122条・123条・125条・126条に相当)